高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の一部を次のように改正する。

第１章第５款の５(8)を次のように改める。

(8)　障害のある生徒などへの指導については，次のとおりとする。

ア　障害のある生徒などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ　障害のある生徒に対して，学校教育法施行規則第140条の規定に基づき，特別の教育課程を編成し，障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には，学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第６章に示す自立活動の内容を参考とし，具体的な目標や内容を定め，指導を行うものとする。その際，通級による指導が効果的に行われるよう，各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど，教師間の連携に努めるものとする。

なお，通級による指導における単位の修得の認定については，次のとおりとする。

(ｱ)　学校においては，生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し，その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には，当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(ｲ)　学校においては，生徒が通級による指導を２以上の年次にわたって履修したときは，各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし，年度途中から通級による指導を開始するなど，特定の年度における授業時数が，１単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は，次年度以降に通級による指導の時間を設定し，２以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また，単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

ウ　障害のある生徒などについては，家庭，地域及び医療や福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに，各教科・科目等の指導に当たって，個々の生徒の実態を的確に把握し，個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に，通級による指導を受ける生徒については，個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し，個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し，効果的に活用するものとする。

附　則

この告示は，平成30年４月１日から施行する。

○文部科学省・厚生労働省告示第二号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき，社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省・厚生労働省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
１　（略）	１　（略）
２　平成二十一年四月一日において，免許状所持者であって，現に法第四十条第二項第四号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員であるもの又は免許状所持者であって，同年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となったものは，平成三十三年三月三十一日までの間，第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。	２　平成二十一年四月一日において，免許状所持者であって，現に法第四十条第二項第四号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員であるもの又は免許状所持者であって，平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となったものは，平成三十年三月三十一日までの間，第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。